

府政防第 1336 号
消 防 災 第 125 号
令和 8 年 7 月 21 日

都道府県防災担当主管部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長

津波に係る適切な避難情報の発令について

平素より防災行政の推進に御尽力いただき、また、フィリピン付近を震源とする地震に伴う津波（令和 8 年 6 月 8 日発生）により津波注意報が発表された自治体におかれましては、避難指示発令等に関する調査にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「避難情報に関するガイドライン（内閣府（防災担当）、令和 8 年 3 月改定）」（以下「ガイドライン」という）においては、津波に係る避難情報の発令にあたっては、警戒レベルを付さない「避難指示」のみを発令することを基本とし、また、津波注意報の発表時における避難指示の発令対象区域については、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とすることとしています。

避難指示等の発令状況については、別添「消防庁被害情報収集・共有システムによる被害状況等の報告について（事務連絡）」に基づき、防災情報システムによる報告を遅滞なく行うこととしています。

最近の津波警報等の発表時には、自治体毎に様々な対応が見られたことから、地域の混乱を招くことのないよう、ガイドライン等を参考にさせていただきたく、下記の内容について、改めて貴都道府県内の市町村へ周知いただくとともに、必要な助言や支援等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 津波に係る避難指示の発令

津波は、地震発生後、短時間で来襲し重大な被害をもたらす場合があることから、危険区域においては一刻も早い避難が不可欠である。このため、津波警報等が発表された場合には、「避難指示」のみを発令することを基本とする。このことを踏まえ、各市町村であらかじめ定めた発令基準に基づき、危険区域に対して避難指示を発令する等、適切に対応すること。

また、津波は風水害と異なり、災害の危険度が段階的に高まる性質のものではなく、速やかに指定緊急避難場所等への立退き避難を行うことが求められる。このため、市町村長は「緊急安全確保」を発令するのではなく、警戒レベルを付さない「避難指示」のみを発令することを基本とすること。

<参考：ガイドライン P.113>

関連情報②：津波の避難情報は「避難指示」

津波は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合があることから、複数の避難情報があるとした場合、市町村が限られた時間でいずれの情報を発令するか判断を行うことは困難であり、また、情報の受け手である居住者等においても避難行動に混乱をきたすおそれがある。

また、津波は、段階的に災害の切迫度が高まる洪水等、土砂災害、高潮と異なり、危険な地域から一刻も早く、高台・津波避難ビル・津波避難タワー等の指定緊急避難場所へ立退き避難をすることが望ましいことから、市町村長は基本的には「緊急安全確保」ではなく、「避難指示」を発令し、指定緊急避難場所等への立退き避難を促すこととする（実際の避難の呼びかけは、地域の実情に応じて工夫することとする）。

さらに、上述のとおり、災害の切迫度が段階的に上がる災害ではないことから、津波に係る避難情報には、警戒レベルを付さないこととしている。

なお、最も重要なことは、居住者等は津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁からの津波警報等の発表や、市町村からの「避難指示」の発令を待つことなく、自主的かつ速やかに指定緊急避難場所等の安全な高い場所へ移動する必要がある、ということである。

<参考：ガイドライン P.113>

【遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合の避難情報】

我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとする。

2 津波に係る避難指示の発令対象地域の設定

避難指示の発令対象区域について、津波警報等で発表される津波高に応じて発令対象とする区域が異なることから、あらかじめ発令対象区域を定めておく必要がある。ガイドラインにおける発令対象区域の設定の考え方は以下のとおりであるので参考にされたい。

(1) 大津波警報の発表時

最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする

(2) 津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする

(3) 津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする

なお、ガイドラインにおいて、避難情報の発令対象区域を絞り込まない場合、以下の課題があるとしているので、参考にされたい。

発令対象区域を絞らずに災害リスクの想定されていない安全な地域の居住者等にまで避難情報を発令することにより、

- ・安全な地域の居住者等までもが指定緊急避難場所に避難した場合、混雑や交通渋滞が発生したり、避難のための移動中に災害に見舞われるおそれ
- ・立退き避難自体が身体的な負担になる高齢者等が不必要に避難した場合、身体的な負担となってしまうおそれ
- ・安全な地域の居住者等から避難の必要性に関する問合せが市町村に相次ぐおそれ
- ・「市内全域」といった漠然とした発令がなされた場合、危険性が低いところまで対象地域として受け止められ、避難情報に対する信頼性を損ねるおそれ等、様々な支障が生じると考えられるため。

※ 参考：ガイドライン P. 54

<参考：ガイドライン P. 111-112>

4.5.2 手順 2：発令対象区域の設定（津波）

- (1) 大津波警報の発表時：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする
- ・最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）
 - ・ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。
- (2) 津波警報の発表時：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする
- ・津波の高さが高いところで 3m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮する。
 - ・ただし、津波の高さは、予想される高さ 3m より局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。
- (3) 津波注意報の発表時：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする
- ・津波の高さが高いところで 1m と予想される。基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。
 - ・ただし、津波の高さは、予想される高さ 1m より局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。
 - ・海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

3 津波に係る避難指示の解除

津波警報等が解除され災害が発生するおそれなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した

上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

＜参考：ガイドラインP.116-117＞

4.7 避難情報の解除等の基本的な考え方

e)津波

当該地域が避難指示発令の基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として解除するものとする。浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

なお、津波警報等が解除され災害が発生するおそれなくなったにもかかわらず避難指示の発令を継続している場合、公共交通機関の運行再開等に支障が生じる可能性があることを十分に理解した上で、被害が確認されない場合等には速やかに避難指示を解除することに留意すること。

4 防災情報システムへの入力

避難指示の発令状況については、防災情報システムに入力された情報をもとに、国・地方自治体・メディアは全体像を把握するとともに情報発信を行っているため、避難指示の発令後は遅滞なく「対象地域・対象世帯数・対象人数」を入力すること。

また、入力にあたり、対象世帯数・対象人数が即座に確認できない場合は、まず対象地域のみを入力することとし、その後、速やかに対象世帯数・対象人数を入力すること。なお、「海岸堤防等より海側」等を対象地域とする場合にあつて、対象世帯数・対象人数が0となる場合は、0と入力すること。

＜問合せ先＞

○内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
諸橋風水害対策調整官、白井主査、三好主査

TEL：03-5797-7693

○消防庁国民保護・防災部防災課

木村震災対策専門官、谷内山係長、村上事務官

TEL：03-5253-7525

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 1 8 日

各都道府県消防防災主管課 御中

消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室

消防庁被害情報収集・共有システムによる被害状況等の報告について

平素から消防防災行政にご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

日頃、災害による被害状況等については、災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付け消防防第 267 号。以下「即報要領」という。）に基づきご報告いただいております。消防庁では、災害発生時における被害状況等の把握の迅速化を図るため、令和 3 年度から各自治体のご協力のもと、消防庁被害情報収集・共有システム（以下「システム」という。）を整備しています。

その運用については、「消防庁被害情報収集・共有システムによる被害状況等の報告について（令和 7 年 4 月 21 日付け事務連絡）」によりご対応いただいておりますが、今般その記載内容を見直し、下記のとおりとしますので、お知らせします。

各都道府県におかれましては、政府全体における I C Tを活用した災害対応効率化等の方針を御理解いただきつつ、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨を周知いただくようお願いします。

記

1. システムによる被害報告対象

（1）対象災害

即報要領第 4 号様式で報告を求める災害のうち、消防庁が災害対策室又は災害対策本部を設置した災害とします。

その他の災害については、従前どおり電子メールにより報告してください。

【報告先メールアドレス】 fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp

（2）報告対象となる被害状況等

次のアからエまでに示す項目とします。報告いただいた情報は、消防庁とりまとめ報等で公表します。

ア 人的被害

死者、行方不明者、重傷者及び軽傷者の人数

イ 住家被害

全壊、半壊、一部破損、床上浸水及び床下浸水の棟数

ウ 避難指示等の発令状況

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令日時、発令対象地域、対象世帯数、対象人数及び解除日時

エ 災害対策本部等の設置状況
設置及び廃止日時

(3) 報告時期

消防庁が報告期限の日時を指定して依頼します。

(4) 留意事項

ア 市町村ごとの被害状況等に係る報告については、システムによる報告と同時に即報要領第4号様式(その2)別紙により、電子メールで送付してください。

イ 報告いただいた被害状況等については、必要に応じて消防庁から詳細を確認することがあります。

ウ (2)ウ及びエに示す状況については、従前どおり発令及び設置等の都度、遅滞なく入力・配信してください。

エ 社会的影響が高いと予想される事案については、把握の都度、即報要領第4号様式(その1)により電子メールで報告してください。

【例】

- ・地震により住家●●棟が倒壊し、○○人が巻き込まれた。
- ・地震発生後、複数の建物で火災が発生。負傷者が多数発生しているとの情報。
- ・土砂崩れが発生し、住家等が巻き込まれ、住人と連絡が取れていない。
- ・大雨により河川が氾濫し、車両等が流され、複数の救助要請あり。
- ・スキー場で雪崩が発生し、複数人が巻き込まれた。

※なお、即報要領第4号様式(その1)により報告いただいた情報は、原則として消防庁が公表する情報として取り扱いません。ただし、特に社会的影響が高い事案等については、消防本部等から状況を聴取し、消防庁とりまとめ報に記載する場合があります。

2. その他

想定される質問をQ&A形式で別紙のとおりまとめましたので、参考としてください。

【担 当】応急対策室

大森、宮澤、四維、塚越

電話：03-5253-7527

メール：oukyutaisaku@soumu.go.jp

(問 1) なぜ、システムによる報告も行う必要があるのか。今までどおり即報要領第 4 号様式による報告のみで良いのではないのか。

(答 1) 政府全体として、I C Tを活用した災害対応の効率化の方針を掲げており、内閣府が整備している新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に、消防庁がとりまとめた情報を円滑に連携するため、システムによる報告をお願いするものです。

(問 2) なぜ、システムによる報告後も、即報要領第 4 号様式(その 1)による報告は継続して行う必要があるのか。

(答 2) 新たに死者が発生するなど、個別の事案を覚知した場合に速やかに報告していただきたいため、御協力をお願いします。

(問 3) 被害状況等の報告について、都道府県がホームページで公表している資料をメール等で送ることでは足りないのか。

(答 3) システムにより報告していただいたデータを内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)に連携する仕組みとしているため、お手数ですが、システムにより報告してください。ただし、同時に報告いただく即報要領第 4 号様式(その 2)別紙については、即報要領、第 1 総則「4 報告方法及び様式」に記載しているとおり、同様式で報告を求める項目が記載された既存資料(地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など)で報告いただくことは、差し支えありません。

(問 4) なぜ、システム報告の他に市町村ごとの被害情報を即報要領第 4 号様式(その 2)別紙により消防庁へ報告しなければならないのか。

(答 4) 消防庁は被害情報を内閣府に報告しており、内閣府から市町村ごとの被害情報を報告するように求められていることから、このようにお願いしています。

(問 5) 市町村ごとの被害情報については、4 号様式(その 2)別紙により電子メールで報告することとなっているが、システムの備考欄に記載することにより同様式の送付を省略してもよいのか。

(答 5) 都道府県のシステム入力画面において、備考欄等に補足として市町村ごとの被害情報を記載できる場合は、4 号様式(その 2)別紙の送付を省略しても構いません。ただし、都道府県のシステム仕様によっては、備考欄等に入力した情報を消防庁で閲覧することができない場合もありますので、その際は、同様式で報告をお願いします。

(問 6) 今後は消防庁からとりまとめ作業依頼がくるとのことだが、依頼がなければシステム報告する必要はないのか。

(答 6) お見込みのとおりです。

(問 7) 即報要領第 4 号様式以外の第 1 号、第 2 号、第 3 号様式はどのように報告すればよいのか。

(答 7) 即報要領第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式は、システムによる報告の対象外であるため、従前どおり電子メールにより報告してください。

(問 8) 都道府県において、災害対策本部等が設置されていない場合にシステムによる報告ができないが、どのように報告すべきか。

(答 8) 原則として、システムによる報告を依頼していますが、対応できない特段の事由があり、やむを得ない場合は、即報要領第 4 号様式 (その 2) 及び 4 号様式 (その 2) 別紙により、電子メールで報告してください。

(問 9) システム報告する際に、消防庁が報告を求めている他の災害の被害状況と合算した数値になってしまう等の不具合があるが、どのように報告すべきか。

(答 9) 消防庁が求める災害 (期間) の被害状況を集計し、即報要領第 4 号様式 (その 2) 及び 4 号様式 (その 2) 別紙により、電子メールで報告してください。